

# 業務指示書

## レバノン国雇用創出のための道路改修セクターローン準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年6月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月19日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- ( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 外国籍人材の活用を認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：有償資金協力(セクターローン)、労働集約的な道路整備・補修案件等

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／地方道路計画／社会評価1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地方道路計画及びコミュニティ支援
- 2) 対象国又は同類似地域：レバノン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 地方道路設計1】

- 1) 類似業務の経験：地方道路設計
- 2) 対象国又は同類似地域：レバノン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画・調達】

- 1) 類似業務の経験：施工計画・調達
- 2) 対象国又は同類似地域：レバノン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月23日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

- (1) 交通調査
- (2) 自然条件調査
- (3) 環境社会配慮
- (4) 道路図面作成

再委託しない場合は同業務に係る直接経費(直接人件費,その他原価,一般管理費等は含まない)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LBP1 = 0.07 円, US\$1 = 111.313 円, EUR1 = 121.453 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／地方道路計画／社会評価1

地方道路設計1

施工計画・調達

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の3点について、加点・減点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 重大な不正行為に対する減点

重大な不正行為を繰り返した者に対しては、措置期間満了後においても一定期間減点評価を行います。具体的な取扱いは、同上ガイドラインの別添資料8「重大な不正行為を繰り返した者に対する減点評価の導入」を参照ください。

### (3) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年7月14日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順位第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

#### 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

レバノン国雇用創出のための道路改修セクターローン準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地方道路計画/社会評価 1	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地方道路設計 1	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画・調達	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

レバノンでは、2011年3月以降、シリア危機に伴うシリア難民の流入が継続し、2016年12月末現在、シリア難民が約101万人居住している（UNHCR）。レバノン政府は、シリア難民のレバノンでの定住に繋がる難民キャンプの設置を禁止し、シリア難民を難民キャンプ外のコミュニティで受入れているが、レバノン人口590万人の約6分の1にあたる難民の流入は、公共サービスの疲弊及び社会・経済インフラの劣化に拍車をかけ、大きな経済負担を与えている。GDP成長率は、2013年2.5%、2014年2.0%、2015年1.0%と悪化しており（IMF）、シリア危機に係る財政コストは、2012年から2014年で26億米ドルに上ったと推定されている（世界銀行）。

シリア難民の流入は、レバノンにおける労働力を35%増加させ（世界銀行）、結果として労働市場に需給の不均衡をもたらしている。シリア難民の生産年齢人口の87%は、中等教育修了レベル以下であること、また、レバノン労働法はシリア難民の就業を建設業、農業、清掃業に限定しており、シリア難民は、主に家事労働、建設業、卸売・小売業、製造業、農業等のインフォーマルセクターで就労していることから、未熟練労働市場で労働力の過剰供給が生じている。これに伴い、未熟練労働市場における、特に若年層の失業率が上昇し、シリア難民と受入コミュニティの間での対立の一因となっている。

このような状況を受け、レバノン政府は、2014年12月に、レバノン危機対応計画（Lebanon Crisis Response Plan）を策定し、シリア難民受入に対応すべく人道支援を行ってきた。更に、長期化するシリア危機、及び悪化し続ける経済・社会状況によって増え続ける支援需要に対応するため、2016年2月にロンドンで開催された「シリア危機に関する支援会合」において、経済活性化・雇用創出に係る5ヵ年計画を新たに打ち出した。この計画は、社会・経済インフラ分野に投資することで、経済成長の基盤となるインフラを整備すると同時に、シリア難民及びレバノン受入コミュニティの脆弱層に対する雇用機会を創出することを目的としている。

その具体的な計画の一つとして、レバノン政府は、2016年7月に、世界銀行のMENA資金イニシアティブの譲許的融資ファシリティ第1回運営委員会において、雇用創出のための道路改修セクターローン（以下「本事業」という。）を発表した。レバノンは、1970年代以降、1990年まで続いた内戦や2006年のイスラエルとの紛争により、政治情勢が安定せず、行政機能が停滞した。そのため、道路網を含む社会・経済インフラ整備に十分な投資がなされず、レバノン道路網全長21,750キロメートルのうち、主要道路網の35%が凹凸や轍、ひび割れ等により劣悪な状態にある（2016年、運輸・公共事業省の推定）。レバノンは高中所得国にも関わらず、世界経済フォーラムの経済指標では、劣悪な社会・経済インフラが経済成長を阻害する主要因とされており、道路状態に係る世界ランキングは144か国中120位とされている。また、劣悪な道路状況に加え、シリア難民の流入に伴う交通量増加に伴い、交通事故の発生も増加し、2011年の死亡者数508人、負傷者数6,050人が、2014年にはそれぞれ655人、6,472人となった（レバノン国家警察）。レバノンの交通事故死亡者数の経済損失は、GDPの3-5%と概算されている（WHO）。本事業は、レ

バノンの農村地域及び後進地域における道路網を労働集約的に改修し、地域ネットワークの改善及び地域住民の市場・サービスへのアクセス向上による地域住民の生活改善、並びにシリア難民及びレバノン受入コミュニティの脆弱層に対する就業機会の創出による生計向上を図る計画である。

## 2. 本事業の概要

### (1) 事業名

雇用創出のための道路改修セクターローン

(Road Rehabilitation Sector Loan for Employment Creation)

### (2) 事業目的

本事業は、レバノン全土、特に農村地域や後進地域の道路網を改修することにより、道路状況の改善及び交通安全の向上を図り、もって地域ネットワークの改善及び地域住民の市場・サービスへのアクセス向上による地域住民の生活改善に寄与するもの。また、道路改修を労働集約的に行うことにより、シリア難民及びレバノン受入コミュニティの脆弱層の就業機会の創出を図り、もって未熟練労働者や失業者の生計向上に寄与するもの。

### (3) 事業概要

レバノン全土、特に農村地域や後進地域の国道、県道、市町村道の改修対象道路網 6,000 キロメートルのうち、複数の区間（平均 20 キロメートル程度）を本事業のサブプロジェクトとして選定し、全長約 500 キロメートル程度の道路網の改修を世界銀行と JICA で行う。なお、本事業に対し、本年 2 月、世界銀行は 2 億米ドルの融資を承諾済み、また JICA に対してもレバノン政府から融資要請がなされている。

サブプロジェクトは、選定基準（交通需要や改修の必要性、シリア難民を含む雇用創出効果、事業実施上の治安状況、宗派・政党間のバランス等）を策定して選定する。

- ① 道路網改修サブプロジェクト（アスファルト舗装、排水工事（カルバートを含む）、路盤工事、斜面安定化、擁壁の設置、側道の整備等。橋梁、トンネル等の構造物の改修は想定していない。）
- ② コンサルティング・サービス（設計レビュー、入札図書作成、施工監理、実施機関の財務管理能力強化、事業評価・モニタリング、環境社会配慮等。）

### (4) 対象地域

レバノン全土

### (5) 関係省庁・機関

- ① 実施機関：開発復興委員会（Council for Development and Reconstruction。以下「CDR」という。）
- ② セクター担当省庁：運輸・公共事業省（Ministry of Public Works and Transportation。以下「MPWT」という。）

(6) レバノンにおける道路セクター支援及び難民支援に関連する我が国の主な援助活動

- ① (課題別研修)「都市交通」(2000年度、CDR から 1 名受入。本事業の担当者)
- ② (課題別研修)「山岳道路の維持管理」(2012年度、MPWT から 1 名受入)
- ③ (帰国研修員フォローアップ)「シリア難民ホストコミュニティ支援への緊急ニーズのための協力(水)」(2015年度)
- ④ (帰国研修員フォローアップ)「シリア難民ホストコミュニティ支援への緊急ニーズのための協力(中小企業支援)」(2016年度)
- ⑤ (技術協力)「学校運営強化プロジェクト」(準備中)
- ⑥ (技術協力)「ホストコミュニティ支援および地方機関能力強化プロジェクト」(準備中)

### 3. 業務の目的

本調査は、①本事業の必要性、概要を確認すること、②JICA の支援対象サブプロジェクトの選定基準(案)を策定し、その選定基準に基づいた支援対象サブプロジェクト(案)を選定すること、③各支援対象サブプロジェクト(案)の事業費及び資金計画、事業実施スケジュール、実施(調達・施工)方法を決定すること、④本事業の事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等を確認すること等、有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 有償資金協力検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する有償資金協力の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本調査で取りまとめる事業内容は、有償資金協力事業の原案として取り扱われることになることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で十分に JICA と協議すること。なお、結果の取り纏めに際し、JICA から基本的な基準、取り纏めは様式等を指示することがある。

本調査で検討・策定した事項についてレバノン政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。ただし、本調査は有償資金協力供与を約束するものではないことに留意し、レバノン政府関係者に本調査結果がそのまま有償資金協力事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

#### (2) 先行調査及び既存資料の活用

実施機関である CDR は、本事業の形成のために、改修対象道路網 6,000 キロメートルを対象にして、道路状況/交通量/交通安全性を確認する Visual Survey を実施し、2017

年 2 月に完了、その結果と国際道路アセスメントプログラム (iRAP) を照らし合わせ、本事業の対象候補となるサブプロジェクト (1 サブプロジェクトは平均 20 キロメートル、計 500 キロメートル) をレバノン全土から均一に抽出している。本調査では、JICA のサブプロジェクト選定基準の策定、及び策定した選定基準に基づいた本事業の支援対象候補となるサブプロジェクトを CDR、世界銀行と調整しつつ選定する。

また、本事業は、シリア難民及びレバノン脆弱層の雇用創出を目的とするため、本調査において、労働集約的工法 (地域住民の参加による人力施工を主体とし、簡便な機材を用いつつ労働力の最適化を図る工法) の適用可能性の検討も行うが、労働集約的工法の適用方法及び適用時の留意事項、並びに他国における労働集約的事業の事例は、「JICA LBT (Labor Based Technology) ガイドライン (2012 年 3 月)」を参照すること。

さらに、本調査では、2017 年 2 月に本事業への融資を承諾した世界銀行の審査調書、世界銀行が ILO と協働で実施する雇用調査や JICA が 2015 年度に実施した情報収集・確認調査の報告書も参照し効率的に実施する。

### (3) 治安状況への留意

2017 年 5 月現在、レバノンは、外務省海外安全情報で全域がレベル 2 以上であるため、本調査時に、事業を実施する際に予見される脅威と、その対策の検討に必要な情報を収集し、対策を提案する。特に、本事業の支援対象候補となるサブプロジェクトの選定は、対象地域や周辺の治安状況に留意して行う。

### (4) 紛争予防配慮

本事業は、シリア危機の影響を受けた社会的弱者、主にシリア難民及びレバノン受入コミュニティの脆弱層を対象に支援を検討するものであるが、支援の対象が一方に偏重し、シリア難民及びレバノン受入コミュニティ間に新たな摩擦を惹起しないよう、レバノン政府によるシリア難民雇用施策を十分に確認する。

また、レバノンには 18 の宗派が存在し、各宗派に政治権力配分がなされている。支援対象候補となるサブプロジェクトの選定において、宗派間の摩擦を惹起しないよう、留意する。

### (5) 事業実施・維持管理体制の提案

本事業では、CDR が複数のサブプロジェクトの実施を統括するところ、各サブプロジェクトの管理事務所の役割の整理とともに事業の実施監理の体制を整理する必要がある。また、事業完了後、維持管理については MPWT への移管が予定されているところ、同機関への円滑な移管、同機関による適切な維持管理が行われるよう留意する必要がある。なお、レバノンへの有償資金協力は、「海岸線汚染対策・上水道事業」(借款額：130.22 億円、L/A 調印：1997 年 3 月) 以来初めてとなり、また同事業でも CDR が実施機関を担当したが、実施能力の効率性が低かった。

本調査では、レバノン政府の事業実施・維持管理体制とともに、レバノン政府による事業実施・維持管理が適切に行われるために必要なコンサルタントによる支援内容についても提案する。(本事業においては、借款を活用するコンサルタントがレバノン政府の支援に



あたる予定。)

#### (6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA ガイドライン」)が適用される。JICA ガイドライン上、本事業は、道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、本調査開始時点のカテゴリ分類は「B」であるが、本調査時に改めて確認する。また、現時点で本事業の実施による住民移転及び用地取得は想定されていないが、支援対象候補となるサブプロジェクトを選定する際に、住民移転及び用地取得が不要である旨、確認する。

### 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な方法・スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案する。

#### (1) 基礎情報の確認

既存資料・調査・開発計画のレビューを通して本事業の背景について、下記の項目を調査・確認する。

- ① シリア危機の影響を踏まえたレバノンの経済状況、政治状況、社会状況の確認
- ② シリア危機対応計画における課題及び本事業の位置付けの確認
- ③ 国家開発計画、運輸交通セクター開発計画における課題及び本事業の位置付けの確認

#### (2) 支援対象道路の選定

CDR が実施した Visual Survey の結果、及び CDR が抽出した本事業の対象候補となるサブプロジェクト(計500キロ)をレビューし、以下の項目を確認・検討する。サブプロジェクトの選定基準は、交通需要や改修の必要性、施工方法・難易度、シリア難民を含む雇用創出効果、事業実施上の治安状況、宗派・政党間のバランスを想定するが、他に選定基準となりうる項目があれば、提案することも可とする。

- ① レバノン道路網の基礎情報の確認(道路状況、交通量、交通事故数、設計・施工基準、維持管理体制、過積載対策状況等)
- ② 各サブプロジェクトにおける現状(道路状況、交通量、交通事故数、交通対策施設の整備状況、周辺地形、過積載対策状況、電気・水道等のインフラ整備状況等)、改修内容の確認(アスファルトオーバーレイ舗装、排水溝補修、(部分的な)路盤・路床再構築、斜面安定化等)
- ③ サブプロジェクト選定基準(案)の策定(交通需要や改修の必要性、施工方法・難易度、シリア難民を含む雇用創出効果、事業実施上の治安状況、宗派・政党間のバランス等)
- ④ 本事業の世界銀行実施分を含めた総事業実施計画(各コンポーネント/支援対象道

路)、及び世界銀行実施分の進捗状況の確認。また、本事業の後続案件として実施される予定であるフェーズ2の事業実施計画(各コンポーネント/支援対象道路)及び他ドナー実施分(欧州投資銀行)の進捗状況の確認。

⑤ JICAの支援対象サブプロジェクト(案)の選定

(3) 本事業での雇用条件及び雇用対象者の選定基準

本事業は、社会的弱者であるシリア難民及びレバノン脆弱層の雇用創出を目的としている。そのため、道路改修サブプロジェクトの実施において、社会的弱者の雇用を確保する体制の構築が必要となる。本調査では、下記の項目について確認し、JICAの実施に対し社会的弱者の雇用を確保するための検討を行う。

- ① レバノン政府のシリア難民雇用施策の確認
- ② 本事業の道路改修を実施するコントラクターが労働者を雇用する際の雇用条件の確認
- ③ 本事業の道路改修を実施するコントラクターの雇用対象者の選定方法、及び選定基準の確認(レバノン脆弱層・シリア難民、難民登録の有無、ジェンダーバランス)
- ④ 本事業の雇用創出効果の確認(ILOとの協議)
- ⑤ 在レバノン大使館や他ドナー・国際機関による人道支援案件との連携の可能性

(4) 実施・維持管理体制・調達方法の確認

本事業にかかる実施体制及び調達方法について、下記の項目について整理するとともに、円滑な実施に影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

- ① 世銀案件の実施・維持管理体制の確認(世界銀行と協議)
- ② MPWT及びCDRの所掌、実施能力及び案件実施体制の確認
- ③ レバノンにおける調達手続き(JICA調達ガイドラインとの対比)、現地コントラクターの受注実績・施工能力、及び労働集約的改修工事の実施経験の確認
- ④ 施工時の安全対策に関するレバノン法・基準の確認、及びODA建設工事安全管理ガイダンスに基づく実施体制の検討
- ⑤ 案件実施時に予見される治安上の脅威とその対策の検討
- ⑥ 資金フロー及びディスバース方式の確認(外貨返済型円借款やドル建て借款となった場合のドル送金に関するリスク分析と対応策の検討)
- ⑦ シリア難民雇用実施体制・モニタリング体制、シリア難民・レバノン受入コミュニティに対する情報開示体制の構築
- ⑧ MPWT・CDRの能力開発の必要性調査(品質管理体制、維持管理・改修に関する基準の有無)及びコンサルティング・サービスの内容の確認(設計レビュー、入札図書作成支援、施工監理、CDRの財務管理能力強化、事業評価・モニタリング、環境社会配慮等)
- ⑨ プロジェクト・マネジメント・ユニット及びステアリングコミッティの分掌、組織構成の確認
- ⑩ 完了後のMPWT及び市町村の維持管理体制、技術力及び財務持続性の確認
- ⑪ リスク管理シートの作成

## (5) 環境・社会配慮調査

JICA ガイドライン及びレバノン政府の環境社会関連法令を踏まえ、本事業について IEE や EIA の要否を確認し、必要な作業を行う。また、本事業は、既存道路の改修となるため、現時点で大規模な住民移転は想定されないが、う回路等の設置に伴い、施工期間中の借地の発生、並びにう回路地域の一時的な住民移転等が発生する際には、JICA ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案を作成し、必要な許認可プロセスに上程すること。

- ① 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成

## (6) ジェンダー主流化ニーズの確認

本事業の実施における雇用者の選定基準、本事業の裨益者におけるジェンダーバランスを調査し、本事業に取り入れるべきジェンダー視点について取りまとめる。

## (7) 案件計画の準備

(2) で選定した JICA の支援対象サブプロジェクト（案）に対して、詳細設計・施工期間について、下記の項目を記載した案件計画のフォーマットを作成し、各サブプロジェクトの案件計画を作成する。また、本事業は、シリア難民及びレバノン脆弱層の雇用創出を目的とするため、「JICA LBT (Labor Based Technology) ガイドライン (2012 年 3 月)」を参照して、労働集約的工法の適用可能性の検討も合わせて行う。

- ① JICA の支援対象サブプロジェクト（案）における費用積算、及びコスト縮減策の検討
- ② JICA の支援対象サブプロジェクト（案）における交通需要や改修の必要性、シリア難民を含む雇用創出効果、治安状況、宗派・政党間のバランス、経済社会インパクトの推定
- ③ 調達計画・方法、施工方法の確認、労働集約的工法の適用可能性の検討
- ④ JICA の案件監理・モニタリングに対する体制の構築（(MPWT)、CDR、コンサルタント、コントラクターの階層構造及び役割の整理、コンサルティング・サービスによるモニタリング体制・進捗報告体制の整備）
- ⑤ サブプロジェクト工程の確認
- ⑥ ディスバース計画の作成
- ⑦ 定量的・定性的評価指標の設定、並びにベースライン及びターゲットラインの確認

- (8) 必要となる技術支援の提案（調達支援、実施日程案の作成支援、交通安全改善支援、難民支援関連支援等）

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は 4) ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府側への説明・協議

に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2017 年 8 月中旬を想定）

部数：和文 4 部、英文 3 部

2) インテリム・レポート

提出時期：第二次現地調査終了時（2017 年 11 月上旬を想定）

部数：和文 4 部、英文 3 部

3) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：第三次国内整理時（2017 年 11 月末を想定）

部数：和文 4 部、英文 3 部

4) ファイナルレポート

提出時期：国内最終整理終了時（2018 年 2 月末を想定）

部数：

① 簡易製本版（※）：和文 4 部、英文 3 部

② 製本版：和文 4 部、英文 3 部

③ CD-R：各 1 部

（※）製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下の通りであるが、具体的な削除対象箇所については、別途監督職員と業務主任者が協議のうえ決定することとする。

①コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

②CDR の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

③民間企業の事業や財務に関わる情報

(2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の仕様は A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは対象項目別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。

(4) その他提出物

1) 議事録・写真等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録、及び、JICA 及び調査団が主

催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出すること。また、現地業務時に撮影した写真（30 枚程度、調査した現場の写真を含めること）を業務完了報告書に添付する。また、本事業実施前と、有償資金協力による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真を JICA へ提出する。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタント業務従事月報を翌月 15 日までに JICA に提出する。

3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を JICA へ提出する。

4) その他

上記の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、報告書作成にあたる留意点

- 1) 第三者が効率よく理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。
- 2) 転載する図表、引用した統計、資料、数値等については必ずその出典を明記すること。
- 3) 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。
- 4) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 5) 和文報告書内の図表は和文を用いて作成すること。
- 6) 英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。レバノン側に対する説明用資料についても、可能な限り同様な扱いとすること。
- 7) レポート表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 8) 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画（案）

2017年8月上旬より業務を開始し、2017年8月中旬を目途にインセプション・レポート、2017年11月上旬を目途にインテリム・レポート、2017年11月末を目途にドラフト・ファイナルレポート、2018年2月末までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 調査実施スケジュール（全体）

項目	時期		2017年				2018年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
国内準備作業	■							
第一次現地調査	▲IC/R	■						
第二次現地調査		■	■					
第三次現地調査				▲It/R	■			
第四次現地調査					▲DF/R	■		
国内最終整理						■	▲F/R	

IC/R：インセプション・レポート、It/R：インテリム・レポート、DF/R：ドラフト・ファイナルレポート、F/R：ファイナルレポート

（※）JICAによる審査は、2017年8月頃の実施を想定。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途：約20MM程度

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／地方道路計画／社会評価1（2号）
- ② 地方道路設計1（3号）
- ③ 地方道路設計2
- ④ 積算1
- ⑤ 積算2
- ⑥ 施工計画・調達（3号）

- ⑦ 環境社会配慮
- ⑧ 法制度確認（難民支援・雇用創出）・社会評価 2

### 3. 参考資料

#### (1) 閲覧可能資料

CDR が実施した Visual Survey 結果は、閲覧可のため、閲覧を希望する場合には、中東・欧州部 中東第二課 中村（電話 03-5226-6869）まで連絡のこと。

#### (2) その他参考資料

##### ① 世界銀行「Roads and Employment Project」

（審査調書は、以下サイト内の"DOCUMENTS"に掲載）

<http://projects.worldbank.org/P160223?lang=en>

##### ② 「レバノン国 シリア危機の影響及び支援に係る情報収集・確認調査（情報収集、案件形成、ドナー間調整）業務完了報告書」（2016年4月）

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029538>

##### ③ 「JICA LBT（Labor Based Technology）ガイドライン」（2012年3月）

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12114005.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12114005.pdf)

### 4. 現地再委託

既存の情報をレビューした上で、不足する情報については、必要な内容に限定した上で、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGO に再委託して実施することを可とする。現時点で、現地再委託が想定されうる業務は以下の通り。費用については、別見積もりとしてプロポーザルに含めること。なお、現地再委託しない場合でも同業務に係る直接経費については別見積もりとすること。コンサルタントは、契約後、既存情報を確認した上で、実施要否を含め、具体的な計画を JICA に提案すること。

#### (1) 交通調査

JICA の支援対象サブプロジェクト（案）の将来交通量を予測するために、交通量調査を行う。具体的な交通調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、CDR が実施した Visual Survey 結果等を整理し、本調査に必要な調査についてプロポーザルで提案すること。

#### (2) 自然条件調査

JICA の支援対象サブプロジェクト（案）の設計、施工計画、積算についての精度を確保するために、気象調査、地形測量、地質調査等を行う。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、CDR が実施した Visual Survey 結果等を整理し、本調査に必要な調査についてプロポーザルで提案すること。

#### (3) 環境社会配慮

6. (5) を参照し、必要に応じて環境社会配慮調査を行う。

#### (4) 道路図面作成

CDR が実施した Visual Survey 結果等を参照に、道路一般図、主要断面図（平面・縦断・横断図の作成）、主要断面、基礎工の設計、構造計算、及び舗装設計を行う。

### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

### 6. 安全管理

2017年5月現在、レバノンは、外務省海外安全情報で全域がレベル2以上であるため、現地作業期間中は、安全管理に十分留意する。

現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、現地の治安状況については、JICA 中東・欧州部及びシリア事務所（在ヨルダン）、並びに在レバノン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。

現地作業期間中は、JICA の安全管理措置を遵守する。また、JICA 中東・欧州部及びシリア事務所（在ヨルダン）と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解をとるよう留意する。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### 7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上